

過疎法(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)に基づく優遇制度

■制度の概要

過疎法の規定により過疎地域として認定された吾平町や輝北町において、対象となる設備の取得等を行った場合に、税制の優遇を受けることが出来ます。

■対象業種及び取得額の要件

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下	1億円以下	1億円超
製造業	500万円以上	1,000万円以上 (※)	2,000万円以上 (※)
旅館業 (下宿営業を除く)			
農林水産物等販売業	500万円以上(※)		
情報サービス業等			

※資本金の規模が5,000万円超の法人の場合は、新設・増設のみが対象

■優遇制度

○ 国税の割増償却の適用

区分	償却期間	償却率
機械、装置	5年間	普通償却限度額の32%
建物、附属設備、構築物		普通償却限度額の48%

○ 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税の免除

区分	事業税(法人・個人)	不動産取得税	固定資産税
免除内容	課税免除(全額免除)		
適用期間	3年間	当該年度分	3年間

※個人事業税については、畜産業・水産業も免除の対象となります。

詳細については、鹿児島県税務課若しくは、大隅地域振興局県税課にお問い合わせください。

■優遇制度を受けるためには

- 固定資産税の優遇を受けようとする事業者は、操業開始後に承認を受ける必要があります。